

飯豊倶楽部会則

第1条 名称

1. 本会は名称を飯豊倶楽部と称する。

第2条 目的

1. 飯豊地区バドミントン協議の普及、技術の向上及びジュニアの育成を目的とする。
2. 各会員は互いに協力し、競い、助け合い、目的の達成に尽力する。

第3条 活動方針

1. バドミントン技術の向上。
2. バドミントン競技の普及。
3. ジュニア育成。
4. 地域活性化。
5. 積極的な練習参加。
6. 積極的な試合参加。

第4条 活動内容

1. 基礎トレーニング。
2. 基本指導。
3. ジュニア指導。
4. 中級者指導。

第5条 事務局

1. 本会は事務局を北上市村崎野 17-35-74 小原整骨院内(66-6626)に置く。
2. 事務局は練習場所の設定、入会受付、試合申し込み等を行う。
3. その他必要と見なされる事務処理を行う。

第6条 練習場所

1. 基本的に飯豊地区の体育館を使用する。
2. 主な練習場所は飯豊小学校体育館とする。
3. 練習時間は原則として毎週木曜日午後7時から午後9時までとする。
4. 練習場所、その他の事情により場所、時間等変更のある場合は事前に連絡する。

第7条 入会資格

1. 経験の有無は問わない。
2. 技術を向上したい人。
3. 飯豊地区在住もしくは通勤の人。
4. 小学生以上。

第8条 規定

1. 小学生の入会は保護義務者同伴であること。
2. 小学生の練習には必ず保護義務者が付き添うこと。
3. 中学生の入会は保護義務者の承認が必要。

4. 小、中学生の夜間練習には必ず保護義務者、又は代理者が送迎すること。
5. シャトルコック、ラケット等用具は各自用意する。
6. 体育館では必ずバドミントンシューズかズック(内履き)、バドミントンウエアーか運動着(トレーナー、Tシャツ可)
7. 体育館での飲食、喫煙は特例を除き禁止(スポーツドリンクを除く)。

* 飲食について

練習時間が2時間を越える場合、許可を得て持ち込み可。

練習時間が午前、午後に継続する場合。

8. 他の施設、道具は使用しない。
9. 練習準備、掃除、片付けは各自協力して行う。

附則

この会則は平成8年1月30日より施行する。